デジタル庁
○総務省令第十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ ［削る］	第一条　［同上］ ［一～八　同上］ 九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号。以下「令和六年厚生労働省令第百十九号」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証に関する事務
第二条　法別表二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ ［削る］	第二条　［同上］ ［一～七　同上］ 八　令和六年厚生労働省令第百十九号附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則による被保険者証に関する事務（前条第九号に掲げるものを除く。）
第四条　法別表四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ ［削る］	第四条　［同上］ ［一～八　同上］ 九　令和六年厚生労働省令第百十九号附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）による被保険者証に関する事務
第二十条の二　法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十四　略］ ［削る］	第二十条の二　［同上］ ［一～十四　同上］ 十五　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第三十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）による加入者証又は加入者被扶養者証に関する事務
第二十三条の二の二　法別表四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ ［削る］	第二十三条の二の二　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十四号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の国家公務員共済組合法施行規則による組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証又は船員組合員被扶養者証に関する事務

第二十四条　法別表四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ ［削る］	第二十四条　［同上］ ［一～八　同上］ 九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十条の規定による改正前の国民健康保険法による被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務
第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十六　略］ ［削る］	第三十条の三　［同上］ ［一～十六　同上］ 十七　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の地方公務員等共済組合法施行規程による組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証又は船員組合員被扶養者証に関する事務
第四十六条　法別表八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ ［削る］	第四十六条　［同上］ ［一～八　同上］ 九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務 十　令和六年厚生労働省令第百十九号附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ［削る］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和七年十二月二日から施行する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（令和七年デジタル庁・総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第二十条の二及び第三十条の三の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
第二十条の二　法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ［五～九　略］ 十　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 十一～十五　［略］ 第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十五号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 十三　地方公務員等共済組合法附則第十九条の二第一項の一時金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 十四～十七　［略］	第二十条の二　［同上］ ［一～三　同上］ 四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ［五～九　同上］ ［新設］ 十～十四　［同上］ 第三十条の三　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　地方公務員等共済組合法による退職等年金給付の支給及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十四号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務 ［新設］ 十三～十六　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。